

「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業の災害復旧メニュー【別紙】

- 近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、ケーブルテレビネットワークの迅速な災害復旧が求められている。令和2年7月豪雨においても、放送関連設備の被災により長時間に渡り停波が発生。
- 被災情報や避難情報等、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報の伝達手段を確保する観点から、本事業の内数として災害復旧枠を設け、被災地の災害復旧事業を支援する。
- 具体的には、災害により被害を受けた放送関連設備について、過去に総務省の所管事業により整備したものに限り、地方公共団体又は第三セクターが行う復旧事業に係る費用の一部を補助する。

事業イメージ

○ 補助対象

災害によりケーブルテレビ施設の被害を受けた市町村、市町村の連携主体又は第三セクター

※地理的に条件不利な地域(過疎地域、辺地、離島、半島、特定農山村、振興山村)であって、総務省が過去に補助をしたケーブルテレビ施設に限る

○ 対象となる災害

激甚災害又は暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象(「公共土木施設災害復旧事業査定方針」に準じるもの)

○ 事業実施主体

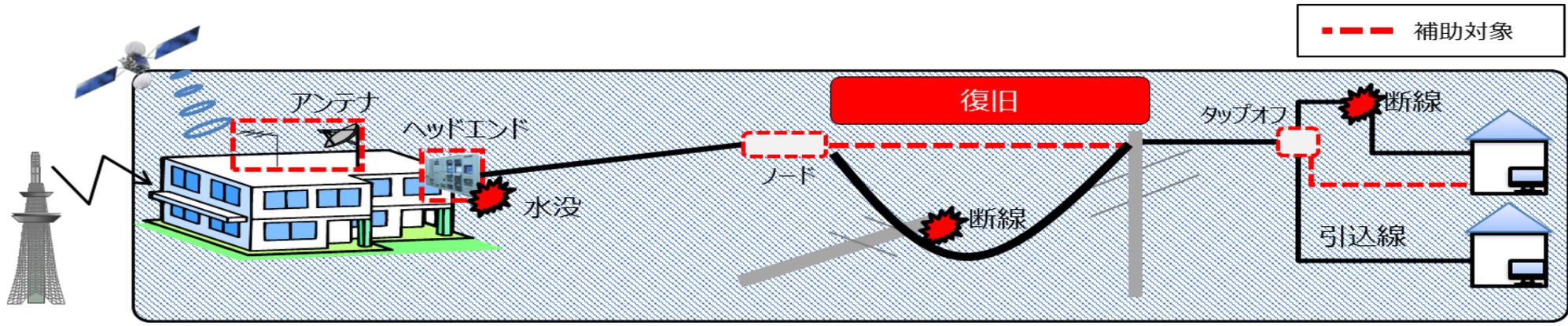
市町村、市町村の連携主体又は第三セクター

○ 補助率

1/2

○ 補助対象経費

伝送路設備、送受信設備、アンテナ 等



高度無線環境整備推進事業(伝送用専用線設備復旧事業)

【別紙】

激甚災害に指定された災害等により被災した無線局の開設に必要な伝送用専用線設備を復旧することを目的とするものであって、市町村等が行う復旧事業に要する経費の一部を補助する。

※本事業は、近年多発する自然災害等を踏まえて、高度無線環境整備推進事業(5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、地理的に条件不利な地域において、電気通信事業者等による、高速・大容量無線局の前提となる伝送路設備等の整備を支援するもの)の中で、災害復旧事業のメニューを創設したものの。

- 1 事業主体: 都道府県、市町村又は第三セクター
- 2 対象地域: 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)
- 3 補助対象: 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等
※ 過去に総務省の補助事業により整備したものに限る。
- 4 負担割合:

【離島】

国 2/3	自治体・三セク 1/3
----------	----------------

【その他の条件不利地域】

国 1/2	自治体・三セク 1/2
----------	----------------

イメージ図

高速・大容量無線局の前提となる伝送路

